

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	区営住宅等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、区営住宅等に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

区営住宅の管理業務は指定管理者へ委任している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	区営住宅等に関する事務
②事務の概要	<p>1 港区営住宅条例及び港区営住宅条例施行規則に基づく住宅管理全般 (事務の概要) ○ 住宅申込関連 特定個人情報ファイルを利用する、募集から入居対象者の資格審査を行う事務 ○ 住宅管理 特定個人情報ファイルを利用する、入居から退居するまでに行う事務 (対象住宅) 区営住宅シティハイツ白金、区営住宅シティハイツ港南、区営住宅シティハイツ六本木、区営住宅シティハイツツツ木、区営住宅シティハイツ芝浦、区営住宅シティハイツ第2芝浦、区営住宅シティハイツ桂坂、区営住宅シティハイツ車町</p> <p>2 港区特定公共賃貸住宅条例及び港区特定公共賃貸住宅条例施行規則に基づく住宅管理全般 (事務の概要) ○ 住宅申込関連 特定個人情報ファイルを利用する、募集から入居対象者の資格審査を行う事務 ○ 住宅管理 特定個人情報ファイルを利用する、入居から退去するまでに行う事務 (対象住宅) 特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜、特定公共賃貸住宅シティハイツ港南、特定公共賃貸住宅シティハイツ竹芝、特定公共賃貸住宅シティハイツ桂坂、特定公共賃貸住宅シティハイツ神明</p>
③システムの名称	1住宅管理システム 2税務システム 3福祉総合システム 4システム共通基盤 5中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1区営住宅管理ファイル 2特定公共賃貸住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(区営住宅)</p> <p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第27項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第18条 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第二 第23項 (特定公共賃貸住宅)</p> <p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第93項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第46条の3 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第二 第36項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>(区営住宅) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)なし (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)第53項 (特定公共賃貸住宅) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)なし (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)第163項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	街づくり支援部 住宅課

②所属長の役職名	住宅課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒105-8511東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区街づくり支援部 住宅課 住宅管理係	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	港区街づくり支援部 住宅課 住宅管理係 03-3578-2266	
9. 規則第9条第2項の適用		[<input type="checkbox"/>]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報が記載された添付ファイルをメールで送信する際は、複数人での確認を徹底している。また、機密性の高い情報が書かれている書類を指定管理者から受理する際は、区職員が受領印を押すようにしており、書類の紛失等が起こらないような対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムの利用が可能な職員を特定し、パスワードによる認証を行うとともに、パスワード(アクセス権限)の発行・失効の管理を確実にしている。また、不正なアクセスが行われないよう操作ログを定期的に確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月21日	表紙 評価書名	区営住宅に関する事務	区営住宅等に関する事務	事後	事務の概要に区営住宅以外の事務を追記したため
平成27年12月21日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	港区は、区営住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人住宅管理業務を指定管理者へ委任している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に	港区は、区営住宅等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人住宅等の管理業務は指定管理者へ委任している。情報の不正使用対策として、業者選定の	事後	事務の概要に区営住宅以外の事務を追記したため
平成27年12月21日	表紙 特記事項			事後	事務の概要に区営住宅以外の事務を追記したため
平成27年12月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①	区営住宅に関する事務	区営住宅等に関する事務	事後	事務の概要に区営住宅以外の事務を追記したため
平成27年12月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②	(事務の概要) 区営住宅条例及び区営住宅条例施行規則に基	1 港区営住宅条例及び港区営住宅条例施行規則に基づく住宅管理全般	事後	事務の概要に区営住宅以外の事務を追記したため
平成27年12月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③	1住宅管理システム 2税務システム 3システム	(区営住宅) 1住宅管理システム 2税務システム 3福祉総	事後	①事務の概要に区営住宅以外の事務を追記したため
平成27年12月21日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	区営住宅管理ファイル	1区営住宅管理ファイル 2都営住宅(地元割当)管理ファイル	事後	事務の概要に区営住宅以外の事務を追記したため
平成27年12月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月	事後	根拠法令の追記をしたため
平成28年4月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月	事後	根拠法令の追記をしたため
平成28年6月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	1 港区営住宅条例及び港区営住宅条例施行規則に基づく住宅管理全般	1 港区営住宅条例及び港区営住宅条例施行規則に基づく住宅管理全般	事後	都営住宅地元割当に関する事務は、特定個人情報ファイル
平成28年6月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(区営住宅) 1住宅管理システム 2税務システム 3福祉総	(区営住宅) 1住宅管理システム 2税務システム 3福祉総	事後	都営住宅地元割当に関する事務は、特定個人情報ファイル
平成28年6月15日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1区営住宅管理ファイル 2都営住宅(地元割当)管理ファイル	1区営住宅管理ファイル 2特定公共賃貸住宅管理ファイル	事後	都営住宅地元割当に関する事務は、特定個人情報ファイル
平成28年6月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月	事後	特定公共賃貸住宅に関する事務が法定事務となったため
平成28年6月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月	事後	特定公共賃貸住宅に関する事務が法定事務となったため
平成28年6月15日	II しいき値判断項目 1.いつ時点の計数か	2015/3/1	2016/6/1	事後	対象人数を再判断したため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①街づくり支援部 都市計画課 ②住宅担当課長 増田 裕士	①街づくり支援部 住宅課 ②住宅課長 増田 裕士	事後	組織改正があったため。
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒105-8511東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区街づくり支援部 都市計画課 住宅管理係 港区街づくり支援部 都市計画課 住宅管理係 03-3578-2266	〒105-8511東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区街づくり支援部 住宅課 住宅管理係 港区街づくり支援部 住宅課 住宅管理係 03-3578-2266	事後	組織改正があったため。
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する			事後	組織改正があったため。
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1.いつ時点の計数か	2016/6/1	2017/4/1	事後	対象人数を再判断したため
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住宅課長 増田 裕士	住宅課長 野口 孝彦	事後	人事異動があったため。
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1.いつ時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	対象人数を再判断したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住宅課長 野口 孝彦	住宅課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 3.いつ時点	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しいき値を再確認したため
平成31年4月1日	IV リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 3.いつ時点	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しいき値を再確認したため
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 3.いつ時点	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しいき値を再確認したため
令和3年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	1 行政手続における特定の個人を識別するた	1 行政手続における特定の個人を識別するた	事前	番号法改正のため
令和3年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	(特定公共賃貸住宅) 行政手続における特定の個人を識別するため	(特定公共賃貸住宅) 行政手続における特定の個人を識別するため	事前	番号法改正のため
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 3.いつ時点	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しいき値を再確認したため
令和5年6月21日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 3.いつ時点	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しいき値を再確認したため
令和5年6月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(区営住宅) 1、2 略	(区営住宅) 1、2 略	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 3.いつ時点	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しいき値を再確認したため
令和6年6月21日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 3.いつ時点	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しいき値を再確認したため
令和7年6月27日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 3.いつ時点	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	しいき値を再確認したため
令和8年3月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(区営住宅) 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第19項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第18条 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号)第4条 別表第二 第23項 (特定公共賃貸住宅) 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第61項の2 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第46条の3 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号)第4条 別表第二 第36項	(区営住宅) 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第27項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第18条 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号)第4条 別表第二 第23項 (特定公共賃貸住宅) 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第93項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第46条の3 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号)第4条 別表第二 第36項	事後	番号法改正のため